

資料編

- 1 検討体制
 - (1) 宇都宮市地産地消推進会議
 - (2) 宇都宮市地産地消推進委員会
- 2 本市の農業の現状
- 3 本市の地産地消の現状
- 4 地産地消に係る国・県の動向

1 検討体制

(1) 宇都宮市地産地消推進会議

宇都宮市地産地消推進会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市地産地消の推進に関する条例（平成18年条例第43号）第19条第2項の規定に基づき、地産地消推進組織の名称並びに組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 地産地消推進組織の名称は、宇都宮市地産地消推進会議（以下「地産地消推進会議」という。）とする。

(組織)

第3条 地産地消推進会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 地産地消推進会議に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によって定める。

5 会長は、地産地消推進会議を代表し、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 地産地消推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 地産地消推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 地産地消推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係人の出席)

第5条 地産地消推進会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 地産地消推進会議の庶務は、経済部農業振興課において処理する。

(委任)

第7条 この規定に定めるもののほか、地産地消推進会議の運営について必要な事項は、会長が地産地消推進会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年6月18日から施行する。

宇都宮市地産地消推進会議委員名簿

[敬称略]

区分	No.	氏名	団体名称等
第1号委員 (市議会議員)	1	塚田 典功	宇都宮市議会議員
	2	福田 久美子	宇都宮市議会議員
第2号委員 (学識経験者)	3	志賀 徹	宇都宮大学農学部農業環境工学科 (会長)
	4	山口 幸志	栃木県農政部参事兼河内農業振興事務所
第3号委員 (関係団体の代表)	5	小島 俊一	宇都宮農業協同組合(副会長)
	6	床井 康一	宇都宮園芸振興協議会
	7	小堀 明男	河宇ファーマーズショップ連絡会
	8	半田 俊江	宇都宮市農村生活研究グループ
	9	田野邊 大介	宇印宇都宮青果株式会社
	10	阿久津 平	株式会社オータニ
	11	相沢 正	東武宇都宮百貨店
	12	石下 光良	宇都宮青年会議所(H19.12.31まで)
		渡部 修三	宇都宮青年会議所(H20.1.1から)
	13	坂本 富治	県飲食業生活衛生同業組合宇都宮大衆支部
	14	広瀬 忠男	食生活研究会『四季』
	15	金枝 右子	宇都宮市消費者友の会
	16	小川 擁子	宇都宮市食生活改善推進団体連絡協議会
	17	若度 哲久	宇都宮市PTA連合会
18	星野 収	株式会社JTB商事営業推進部	
第4号委員 (市長が適当と認めるもの)	19	渋井 トミ子	公募委員
	20	横松 陽子	公募委員

(2) 宇都宮市地産地消推進委員会

宇都宮市地産地消推進委員会設置要領

(目的)

第1条 宇都宮市地産地消の推進に関する条例第 18 条の規定に基づく地産地消推進計画を策定し、地産地消の推進に関する施策を実施するため、地産地消推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地産地消推進計画の策定に関すること。
- (2) 地産地消推進計画を推進するための施策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員会、幹事会及びワーキング会議をもって構成する。

(委員会)

第4条 委員会は委員長、副委員長と委員をもって組織する。

- 2 委員長には経済部次長を、副委員長には市民生活部次長をもって充て、委員には別表第 1 に掲げる者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 委員長は、必要があると認められるときは、委員会に委員でない者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 委員会は次の各号に掲げる事務を所掌させるため、幹事会を置く。

- (1) 地産地消推進計画原案の作成に関すること。
- (2) 地産地消推進計画を推進するための事務事業に関すること。
- (3) 委員会とワーキング会議の連絡調整に関すること。
- 2 幹事会は、正副会長と委員をもって組織する。
- 3 会長には農業振興課長、副会長には生活安心課長、委員には別表第 2 に掲げる者をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 幹事会は、必要に応じ会長が召集する。
- 7 会長は、必要があると認められるときは、委員でない者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキング会議)

第6条 地産地消推進計画策定に係る基礎資料の収集及び素案の作成、地産地消の推進に関することを所掌させるため、ワーキング会議を置く。

- 2 ワーキング会議は、各課場担当係長もしくは総括主査をもって組織する。
- 3 会長には農業振興課長補佐、副会長には生活安心課長補佐、委員には別表第 3 に掲げる者を

もって充てる。

4 会長は、ワーキング会議の事務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 会長は、必要があると認められるときは、委員でない者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、農業振興課において行う。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要領は、平成19年5月18日から施行する。

別表第1（第4条関係）

総合政策部次長，保健福祉部次長，保健福祉部次長（保健衛生担当）， 教育次長（学校担当），中央卸売市場長
--

別表第2（第5条関係）

政策審議室長，健康増進課長，生活衛生課長，学校健康課長，産業政策課長， 観光交流課長，商工振興課長，中央卸売市場次長

別表第3（第6条関係）

政策審議室，健康増進課，生活衛生課，学校健康課，産業政策課， 観光交流課，商工振興課，中央卸売市場
--

2 本市農業の現状

【農業就業人口の推移】

(単位：人)

年次	合計	男女別		年齢別							高齢化率
		男	女	15～ 19	20～ 29	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60～ 64	65～	
平成12年	10,917	4,599	6,318	277	364	638	1,412	1,608	1,249	5,369	49.2%
平成17年	9,550	4,462	5,288	258	327	437	839	1,690	1,001	4,998	52.3%

【農業産出額の推移】

(単位：百万円)

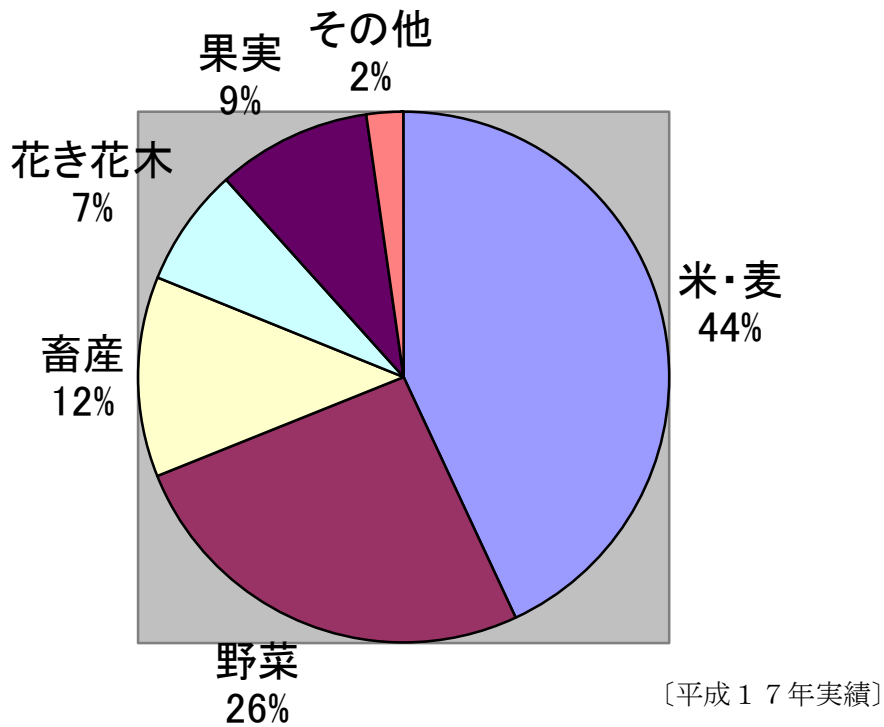
年次	米	麦	野菜	畜産	花き花木	果実	その他	計
平成13年	9,300	310	4,440	2,090	1,500	1,790	960	20,390
平成14年	9,400	410	5,110	2,110	1,620	2,460	590	21,700
平成15年	10,010	320	5,070	2,360	1,270	1,600	700	21,330
平成16年	9,050	300	5,350	2,310	1,660	1,810	770	21,250
平成17年	8,530	390	5,400	2,500	1,520	1,930	490	20,760

【主要な作物（産出額上位10品目）】

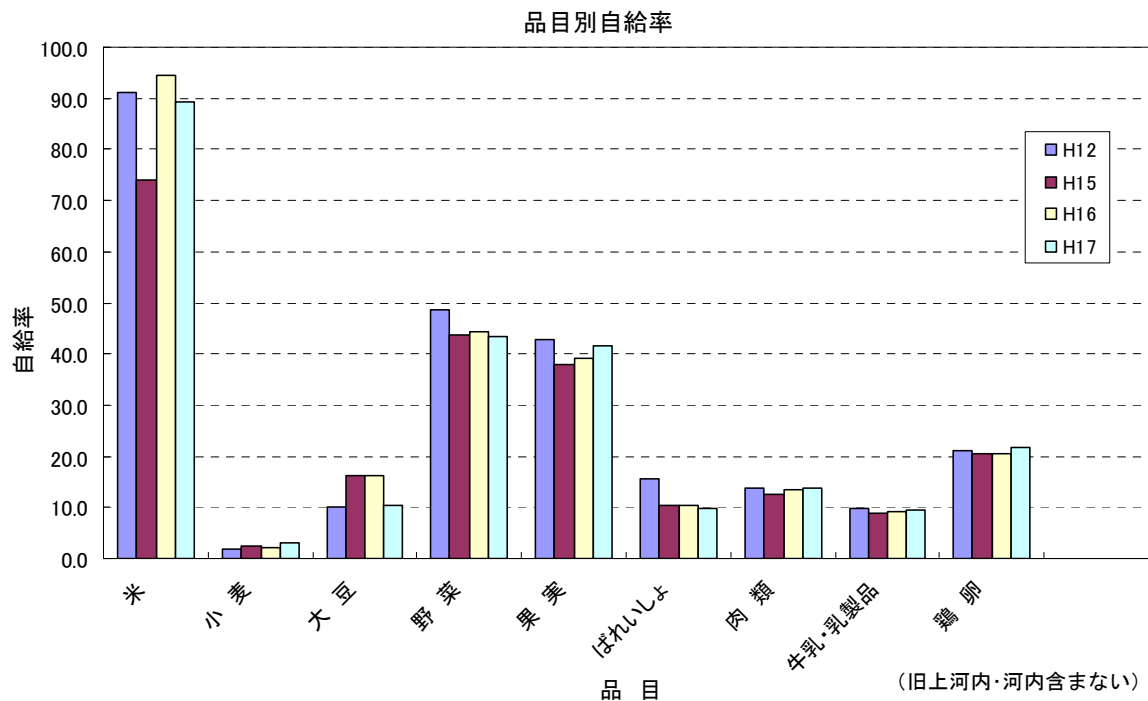
[平成17年実績]

作物名	栽培面積	生産量	産出額	特産地区	備考
米	ha 7,021	t 40,151	百万円 8,530	市内全域	
梨	256	7,923	1,590	城山他	栽培面積県内1位
いちご	31	1,431	1,240	瑞穂野他	品種は「とちおとめ」
トマト	50	4,594	960	清原他	県内作付面積1位
洋らん(鉢)	3.6	253	750	旧市全域	生産額県内1位, 全国5位
ゆり	7.9	2,182	300	平石他	球根の共同購入で生産
大豆	525	886	260	富屋他	
ねぎ	83	1,397	260	国本他	新産地の確立を推進
きゅうり	25	1,163	240	平石他	施設きゅうりの振興
二条大麦	617	2,296	220	全域	

【農業産出額】



【本市品目別自給率の推移】



【参考】

平成17年度食料自給率 (カロリーベース)

国：40%

県：75%

市：31%

【宇都宮市中央卸売市場への出荷割合（JA）】

	平成15年度	平成16年度	平成18年度
中央卸売市場への出荷割合	18.0%	22.5%	約40%
出荷品目数	35品目	40品目	50品目

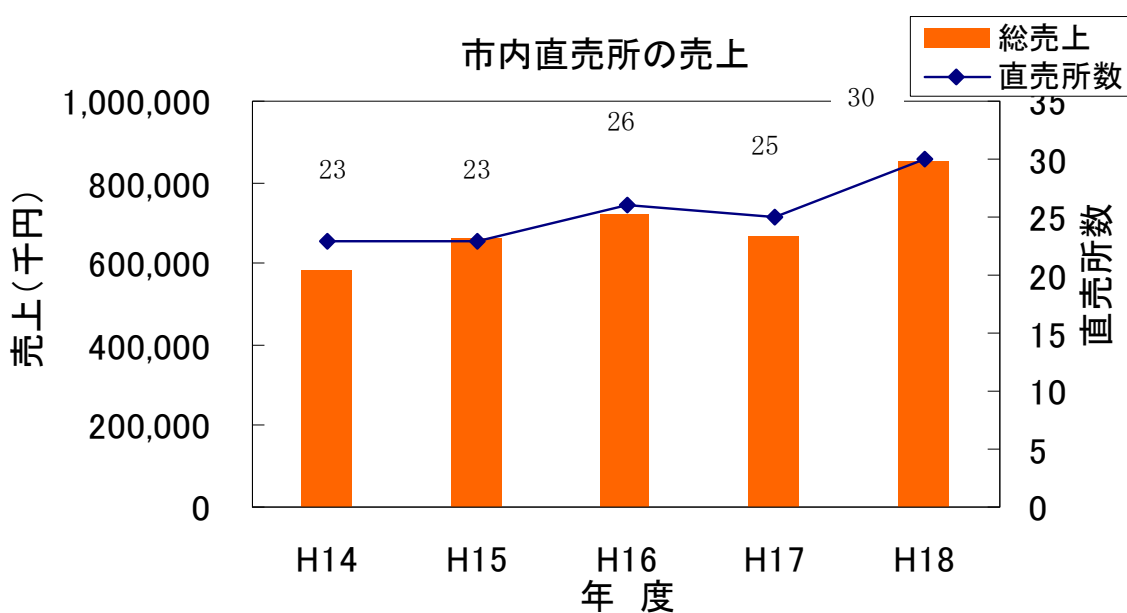
【学校給食における地場農産物使用率】

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
地場農産物使用率※1	—	—	—	—	40.6%
参考 ※2	2.5%	5.6%	16.4%	15.6%	15.5%

※1 米及び野菜等38品目の年間使用量(kg)の割合

※2 野菜等38品目の年間使用量(kg)の割合

【市内直売所の売上推移】

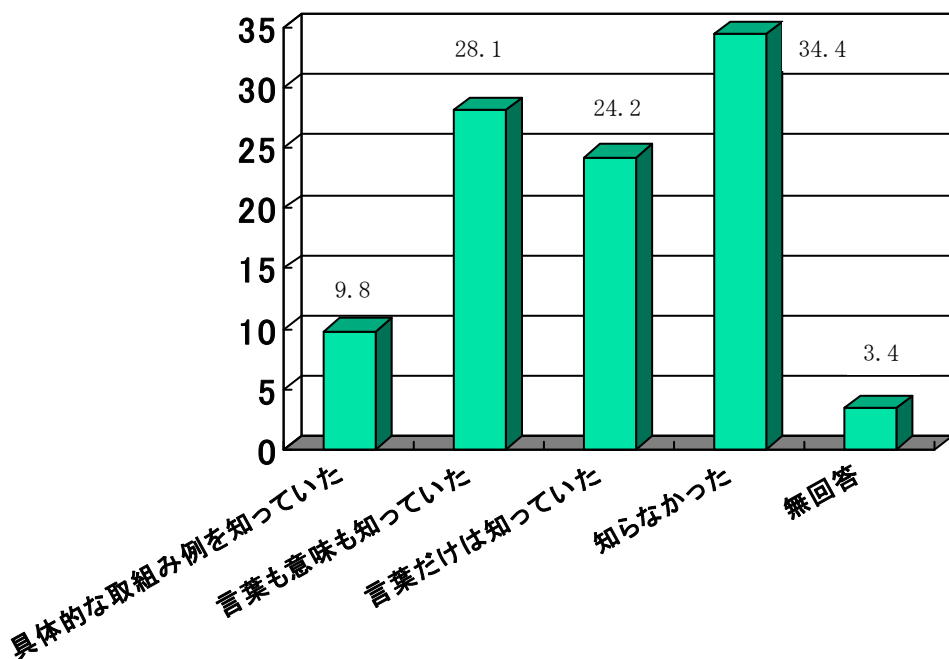


[H18のみ旧上河内・河内を含む]

3 地産地消の現状 「食育に関する意識調査」から 平成18年

(1) 地産地消の認知度

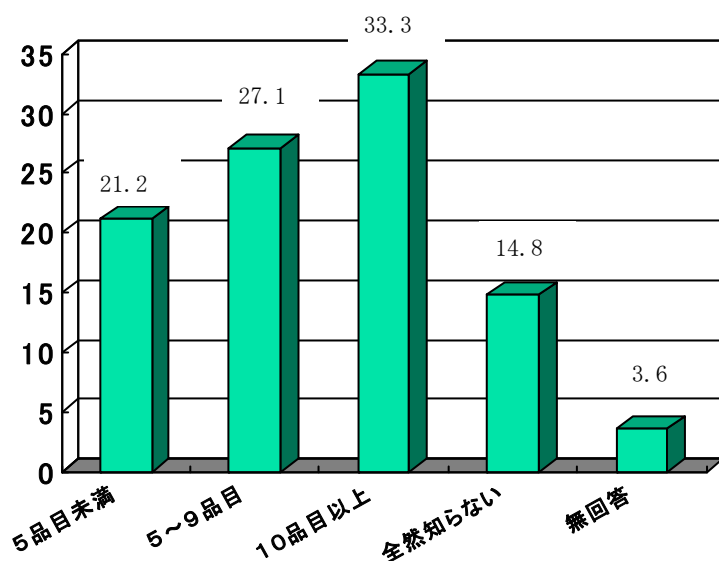
問 地産地消について、あなたはどの程度知っていますか。



「言葉だけは知っていた」と「知らなかった」を加えると、約6割弱が、地産地消の意味を知らない。

(2) 知っている農産物の品目数

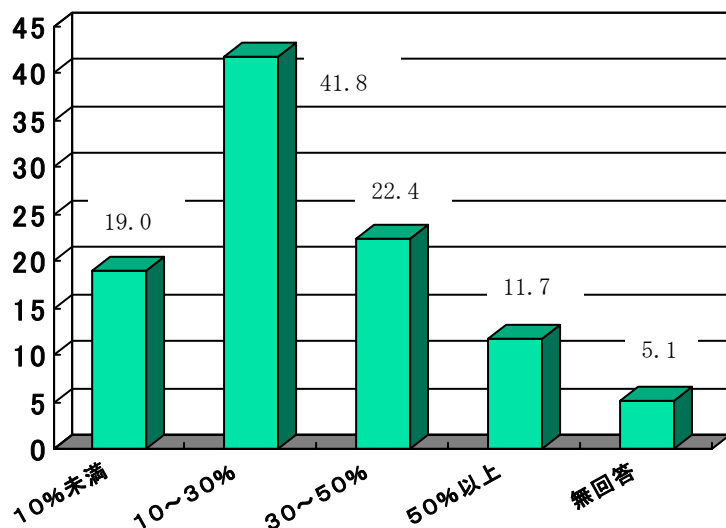
問 宇都宮では約60品目の農産物が生産されています。あなたはそのうち何品目を知っていますか。



10品目以上が3人に1人と、宇都宮でどんな作物が生産されているのか、意外に知られていない。

(3) 地場農産物の割合

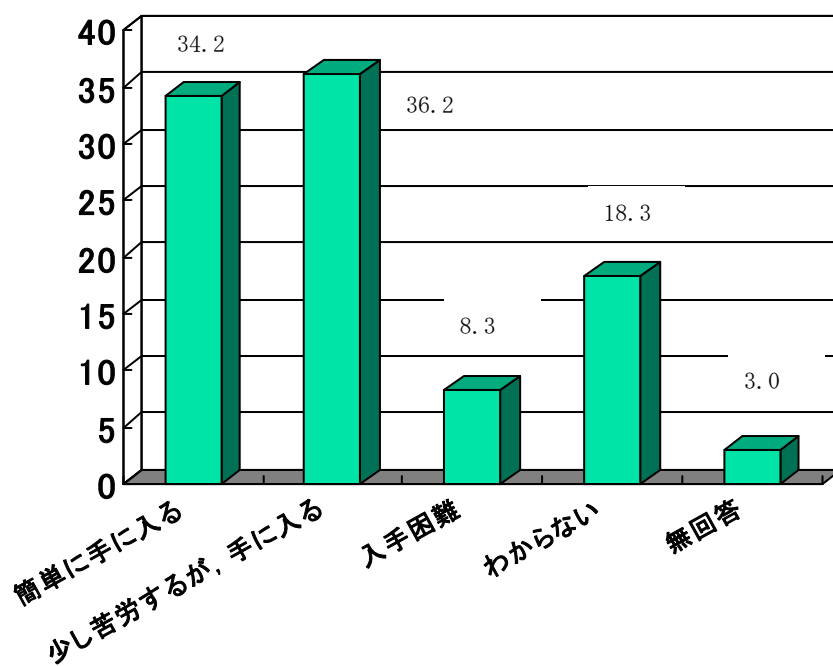
問 あなたが年間に消費する農産物(野菜・果実等)のうち、地場産の割合は、どのくらいと考えていますか。



30%以下の地場産農産物の消費割合が、6割強と、まだ地元での消費が低い状況である。

(4) 地場農産物の入手可能性

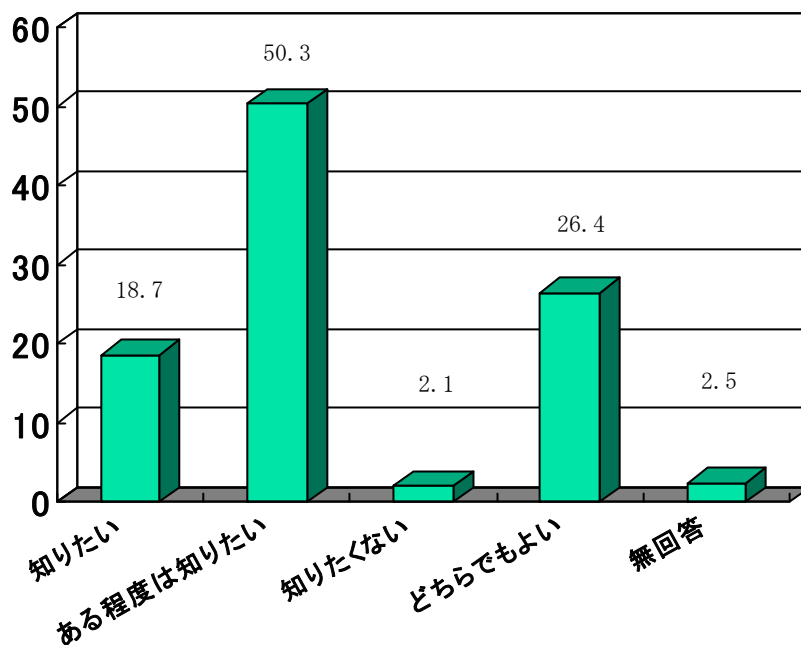
問 地場の農産物をほしいと思ったときに、簡単に手に入れたり、食べたりすることができますか。



70%強が、入手することができることから、直売所や量販店の地場農産物コーナーが知られてきているものと思われる。

(5)生産者を知りたいか

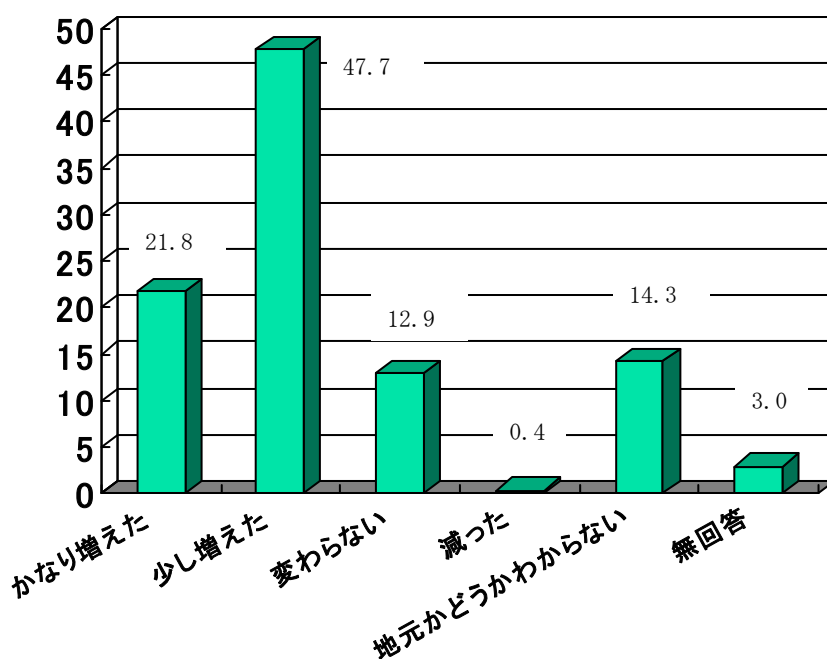
問 あなたは、農産物を買うとき、生産者のことを知りたい(生産者の顔が見えること)と思いますか。



70%弱が、「知りたい、ある程度知りたい」と答えており、顔の見える販売の必要性がうかがえる。

(6)量販店での取り扱い量

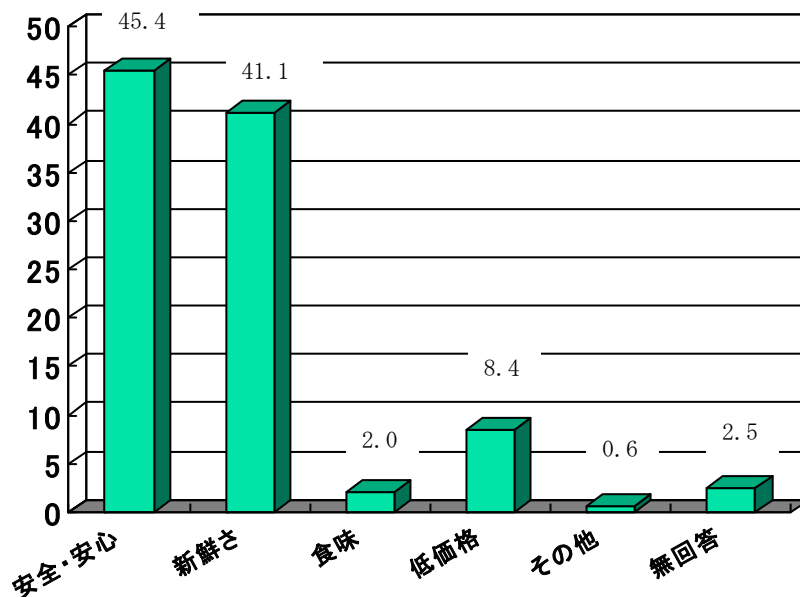
問 量販店(スーパー)で地場農産物の取り扱いが増えたと思いますか。



7割弱が、取り扱いが増えたと感じていることから、地場農産物コーナー等の設置店・取扱量が、増える傾向にあると思われる。

(7) 地場の農産物への期待

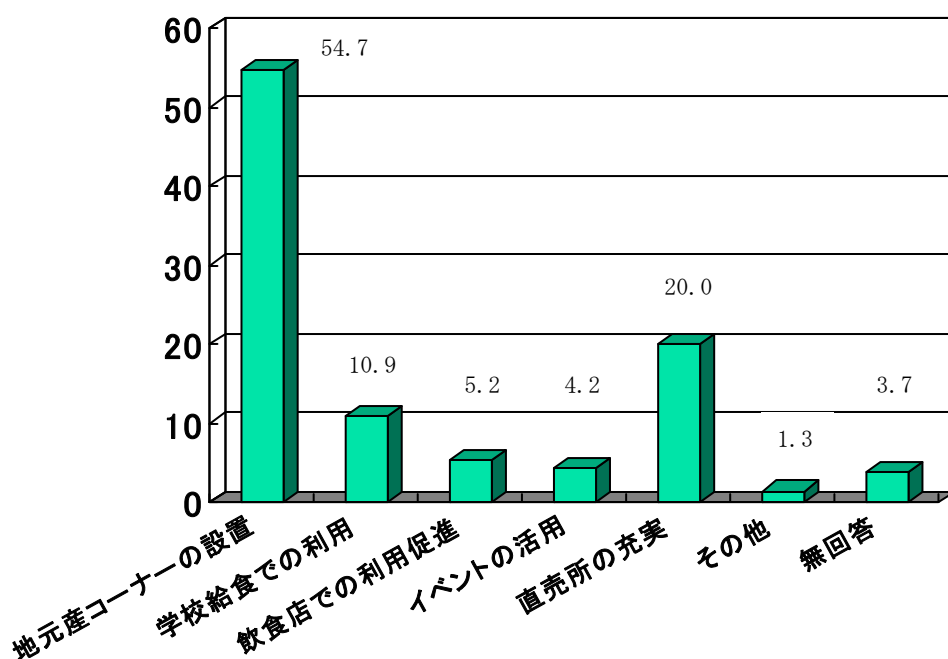
問 あなたは、地場農産物に対して、一番期待していることは何ですか。



地場の農産物に期待していることは、「安全・安心」と「新鮮さ」の二つに集中している。

(8) 推進のために有効な方策

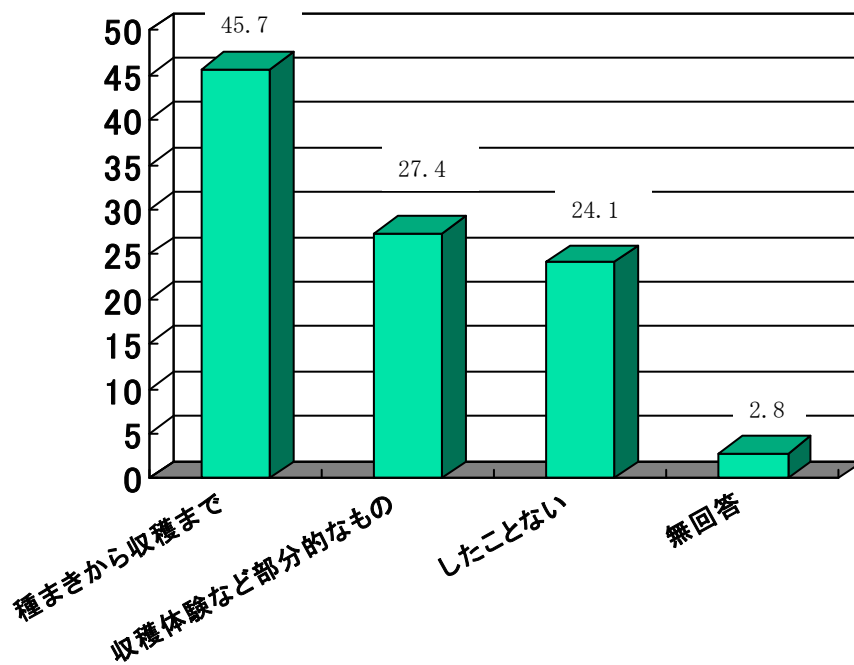
問 あなたは、地産地消を推進していくために、どのような方策が効果的だと思いますか。



スーパー等の量販店への地場農産物コーナー設置が、過半数を占め、次いで直売所の充実が20%となっている。身近なところを望んでいる。

(9) 農業体験の有無

問 あなたは、今までに「農業体験」をしたことがありますか。



70%以上が、何らかの農業体験を経験している。農業への関心の高さがうかがえる。

4 地産地消に係る国・県の動向

◆ 国の動向

(1) 食料・農業・農村基本計画の策定

- ・平成17年3月に閣議決定
- ・地産地消の推進は重点的に取り組むべき事項として位置づけられている

【食料・農業・農村基本計画の概要】

① 目標

- ・食料自給率の向上 40% (H15) →45% (H27)

② 重点的に取り組むべき事項

(1) 消費面

- ・「食育」と「地産地消」の全国展開
- ・国産農産物の消費拡大の促進
- ・国産農産物に対する消費者の信頼の確保

(2) 生産面

- ・経営感覚に優れた担い手による需要に即した生産の促進
- ・食品産業と農業の連携の強化
- ・効率的な農地利用の推進

(3) 関係者の役割

- ・食料自給率向上のため、協議会を設置し、計画的な取組を推進
※地方公共団体、農業者、農業団体、食品産業事業者、消費者・消費者団体

③ 総合的かつ計画的に構ずべき施策

(1) 食料の安定供給の確保に関する施策

- ・地産地消の推進，消費者の信頼の確保，食育の推進，食品産業の強化など

(2) 農業の持続的な発展に関する施策

- ・人材の育成・確保，農地の有効利用，経営発展のための事業など

(3) 農村の振興に関する施策

- ・地域資源の保全管理，農村経済の活性化，都市と農村の共生，快適で安全な農村の暮らしの実現など

(4) 団体の再編整備に関する施策

④ 食料，農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(1) 政府一体となった施策の推進

(2) 施策の行程管理と評価

(3) 財政措置の効率的かつ重点的な運用

(4) 的確な情報提供を通じた透明性の確保

(5) 効果的・効率的な施策の推進体制

(2) 具体的な取組内容

- ・地産地消推進行動計画を決定し，地域における地産地消の実践的な計画策定を促進
- ・交流活動や地産農産物の普及活動等，農業者団体や食品産業等関係者による自主的な活動の促進
- ・協議会の開催，行動計画の策定等への助成
- ・生産施設，加工施設，流通販売施設の整備への助成

- ・交流拠点等の整備，食に関する体験等の活動への支援
- ・地産地消優良事例の情報提供

◆ 県の動向

(1) とちぎ“食と農”躍進プランの策定

- ・平成18年3月策定
- ・10年後を展望しながら，平成18～22年度までの5ヵ年を計画期間

【とちぎ“食と農”躍進プランの概要】

①目 標

- ・農業構造・農業生産（農業産出額等の設定）
- ・主要品目の生産努力目標（県内の主要品目の生産量の設定）
- ・食料自給率 76%（H13-15）→78%（H22）
- ・地産地消推進目標

学校給食における県内産3品以上活用されている日の割合 県内卸売市場における県産青果物取扱高の割合 農産物直売所の利用者数 地域の地産地消推進方針の策定数 地域農産物コーナー設置量販店数
--

②農業・農村の振興方策

- (1)多様なニーズに対応できる強い農業の確立
 - ・園芸産地の育成，とちぎブランド農産物の多様な流通の促進など
- (2)地域農業を支える担い手の育成
 - ・担い手の育成，新規就農者の確保，女性及び高齢者農業者の活動促進など
- (3)環境に配慮した農業・農村の形成
 - ・環境と調和のとれた農業生産の推進，堆肥の利活用システムづくりなど
- (4)農業・農村を支える基礎づくり
 - ・新品種・新技術の開発普及，秩序ある土地利用と農業生産基盤整備の推進など
- (5)元気で個性豊かな農村の形成
 - ・地域資源の保全・継承，都市農村交流の活発化など
- (6)食と農の交流促進
 - ・食育の推進，地産地消の推進

(2) 具体的な取組内容

①とちぎ地産地消推進方針（第Ⅱ期）の策定

- ・平成18年5月策定
- ・市町村に対して「地産地消」の積極的な計画の策定と自主的な取組を推進

【推進方策】

消費者と生産者の相互理解の促進・・・情報交換の促進，農の体験・交流の促進
 地域農産物の利用及び提供の拡大・・・学校給食利用促進，直売所や量販店等の提供促進，食品製造業者や農産加工グループの活動促進，

多様な需要に対応した生産販売の促進

豊かなとちぎの食づくり・・・・・・・・・・日本型食生活の推進，郷土料理の伝承と新しい料理の開発・普及，地域農産物を活用した料理の提供の促進，食を活かした観光の促進

とちぎ地産地消運動の展開

- ・市町村及び関係機関，団体との連携を図りながら多くの県民の参加を得たとちぎ地産地消運動の展開

②とちぎ地産地消の日の設定

- ・平成15年11月5日施行
- ・広報および啓発，地産地消に関する様々な取組を促進

③とちぎ地産地消県民運動実行委員会の設立

- ・平成16年6月30日設立